



# 長野県報

1月29日(月)  
平成19年  
(2007年)  
第1833号

## 目 次

### 告 示

都市計画事業の認可（都市計画課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO活動推進課）	3
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可（園芸特産課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	4
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）	5

## 告 示

### 長野県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称  
佐久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
佐久都市計画道路事業 3・5・16号千歳線
- 3 事業施行期間  
平成19年1月29日から  
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
佐久市岩村田字西八日町及び字観音堂地内
  - (2) 使用の部分  
なし

### 長野県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
はかせ久保1、常和1、常和2、清川入川、吉沢川、西山沢、三之久保1、三之久保2、西之久保、水落沢、田口1、田口2、田口3、田口4、田口5、田口6、田口7、田口8、田口9、田口10、田口11、田口12、田口13、田口14、田口15、田口16、田口17、田口18、田口19、田口20、田口21、田口22、田口23、田口24、田口25、田口26、田口27、田口28、田口29、田口30、田口31、西武道沢、抜ノ井沢1、馬坂1、馬坂2、馬坂3、抜ノ井沢2、オガラ沢、つめた沢、地獄沢、丸山1、三分1、入沢1、入沢2、入沢3、入沢4、上海戸沢1、上海戸沢2、上海戸沢3、赤谷1、赤谷2、赤谷3、初手窪、なりつ久保、馬騎沢、功久保、十二新田1、十二新田2、十二新田3、十二新田4、十二新田5、十二新田6、十二新田7、十二新田8、觀音平沢1、觀音平沢2、はじめみ久保、湯原新田1、湯原新田2、居久保沢1、栗の木沢、西の沢、水無沢、熊野堂沢、円仏沢、式部沢、才の神の沢、東抜井沢、宮前沢、東町沢、大木沢、大野沢、平明神沢、中坂沢、下坂沢、小坂沢、大岩沢、笠森沢、清水平沢、抜井沢2、鷹の巣川、抜井沢1、西抜井沢、馬場沢、大保沢、小諸沢川、大木沢、薬師平沢1、薬師平沢2、岩井沢、宮久保沢1、宮久保沢2、印内沢、橋場沢1、橋場沢2、入片倉沢、上沖沢、岩下沢1、岩下沢2、家浦沢、岩下沢3、家中沢、前沖沢1、前沖沢2、四ツ屋沢1、

都市計画課

四ツ屋沢2、四ツ屋沢3、四ツ屋沢4、四ツ屋沢5、四ツ屋沢6、四ツ屋沢7、四ツ屋沢8、四ツ屋沢9、四ツ屋沢10、四ツ屋沢11、四ツ屋沢12、四ツ屋沢13、四ツ屋沢14、四ツ屋沢15、四ツ屋沢16、寺久保沢、牧寄の沢、入新町の沢、宇樽沢、茂沢、宮の入沢1、宮の入沢2、金井沢、法憧寺沢、新田沢1、新田沢2、望月高原牧場沢、新開上沢、新開下沢、西久保上沢1、西久保上沢2、西久保上沢3、西久保上沢4、頭無平沢、湯沢口沢、久保沢1、久保沢2、句領沢、炭山沢、山の神久保沢、竹の城久保沢1、竹の城久保沢2、ハッ石の沢1、ハッ石の沢2、別府沢、境沢、土林沢2、土林沢1、大平川、押出沢1、畠石沢、菅原沢1、押出沢2、押出沢3、寺久保沢、寺久保中の沢1、寺久保中の沢2、寺久保下の沢、浅田切川、浅田切沢、菅原沢2、菅原沢3、八丁地沢1、八丁地沢2、鳶岩沢1、鳶岩沢2、鳶岩沢3、鳶岩沢4、野竹沢、スタノ沢、三井川、印内下沢1、印内下沢2、日沢川、古宮沢、小手沢川1、小手沢川2、城原沢、瓜生の沢、歩久保沢及び須釜川

## 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

## 長野県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

はかせ久保1、常和1、常和2、清川入川、吉沢川、西山沢、三之久保1、三之久保2、西之久保、水落沢、田口1、田口2、田口3、田口4、田口5、田口6、田口7、田口8、田口9、田口10、田口11、田口12、田口13、田口14、田口15、田口16、田口17、田口18、田口19、田口20、田口21、田口22、田口23、田口24、田口25、田口26、田口27、田口28、田口29、田口30、田口31、西武道沢、抜ノ井沢1、馬坂1、馬坂2、馬坂3、抜ノ井沢2、オガラ沢、つめた沢、地獄沢、丸山1、三分1、入沢1、入沢2、入沢3、入沢4、上海戸沢1、上海戸沢2、上海戸沢3、赤谷1、赤谷2、赤谷3、初手窪、十二新田1、十二新田2、十二新田4、十二新田5、十二新田6、十二新田7、十二新田8、観音平沢1、観音平沢2、はじめ久保、湯原新田1、居久保沢1、栗の木沢、水無沢、熊野堂沢、円仏沢、式部沢、才の神の沢、東抜井沢、宮前沢、大野沢、平明神沢、下坂沢、小坂沢、大岩沢、笠森沢、清水沢、鷹の巣川、抜井沢1、西抜井沢、馬場沢、大保沢、薬師平沢1、薬師平沢2、岩井沢、宮久保沢1、宮久保沢2、橋場沢2、入片倉沢、上沖沢、岩下沢1、岩下沢2、家浦沢、岩下沢3、家中沢、前沖沢1、前沖沢2、四ツ屋沢1、四ツ屋沢2、四ツ屋沢3、四ツ屋沢4、四ツ屋沢5、四ツ屋沢6、四ツ屋沢7、四ツ屋沢8、四ツ屋沢9、四ツ屋沢10、四ツ屋沢11、四ツ屋沢12、四ツ屋沢13、四ツ屋沢14、四ツ屋沢15、四ツ屋沢16、寺久保沢、牧寄の沢、入新町の沢、宇樽沢、茂沢、宮の入沢1、宮の入沢2、金井沢、新田沢1、新田沢2、望月高原牧場沢、新開上沢、新開

下沢、西久保上沢1、西久保上沢2、西久保上沢3、西久保上沢4、頭無平沢、湯沢口沢、久保沢1、久保沢2、句領沢、炭山沢、山の神久保沢、竹の城久保沢2、ハッ石の沢1、ハッ石の沢2、別府沢、境沢、土林沢2、大平川、押出沢1、畠石沢、菅原沢1、押出沢2、押出沢3、寺久保沢、寺久保中の沢1、寺久保中の沢2、寺久保下の沢、浅田切川、浅田切沢、菅原沢2、菅原沢3、八丁地沢1、八丁地沢2、鳶岩沢1、鳶岩沢2、鳶岩沢3、鳶岩沢4、野竹沢、印内下沢1、印内下沢2、古宮沢、小手沢川1、小手沢川2、城原沢、歩久保沢及び須釜川

### 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 土砂災害警戒区域の名称

常和、清川、清川2号、下町1、下町2、玉尾、丸山下、丸山1、丸山2、丸山3、丸山4、丸山5、山の神1、山の神2、不老温泉、広川原2号、広川原、馬坂1号、馬坂2号、入沢口、入沢、赤谷、岩水1、岩水2、稻荷山1、稻荷山2、稻荷山3、稻荷山4、稻荷山5、稻荷山6、稻荷山7、稻荷山8、清和寮下、勝間下、勝間、北川、居村、中小田切、上小田切、新田上、日向、新田下、十二新田1、十二新田2、十二新田3、十二新田4、十二新田5、十二新田6、十二新田7、十二新田8-1、十二新田8-2、観音平1、観音平2、観音平3、観音平4、観音平5、湯原2、南側、下滝、北側1、北側2、北側2号、太平、湯原3、湯原新田1、湯原新田2、旭ヶ丘、旭ヶ丘2、旭ヶ丘南、旭ヶ丘北、入布施、入船一ア、入船一イ、式部2号一ア、式部2号一イ、式部、抜井、中居東、雁村2号、大木4号、大木、大木1号、大木3号、一の原2号一ア、一の原2号一イ、大木2号、一の原1号、雁村1号、雁村、中居東、式部3号、下谷田一ア、下谷田一イ、長坂一ア、長坂一イ、長坂一ウ、栄町、片倉一ア、片倉一イ、片倉、入片倉1号、入片倉一ア、入片倉一イ、入片倉一ウ、入片倉一エ、入片倉一オ、入片倉2号一ア、入片倉2号一イ、岩下2号、岩下、入新町、茂沢、宮の入、本郷ア、本郷イ、本郷ウ、本郷エ、湯沢、春日湯沢一ア、春日湯沢一イ、春日湯沢一ウ、竹の城一ア、竹の城一イ、高橋一ア、高橋一イ、高橋一ウ、天神、東町、吹上大谷地、大谷地2号、延沢一ア、延沢一イ、畠石2号、寺久保2号、牧場、寺久保1号、菅原1号、菅原2号、畠石一ア、畠石一イ、畠石一ウ、畠石一エ、八丁地、鳶岩一ア、鳶岩一イ、大谷地、高呂上一ア、高呂上一イ、高呂、御桐谷、吹上、本牧一ア、小平一イ、本牧、茂田井、茂田井2号一ア、茂田井2号一イ、印内3号、印内1号一ア、印内1

号ーイ、印内2号ーア、印内2号ーイ、印内2号ーウ、瓜生西ー  
ア、瓜生西ーイ、瓜生西ーウ及び瓜生

## 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

清川、清川2号、下町ー1、下町ー2、玉尾、丸山下、丸山1、丸山2、丸山3、丸山4、丸山5、山の神ー1、山の神ー2、不老温泉、広川原2号、広川原、馬坂1号、馬坂2号、入沢口、入沢、赤谷、岩水ー1、岩水ー2、稻荷山ー1、稻荷山ー2、稻荷山ー3、稻荷山ー4、稻荷山ー5、稻荷山ー6、稻荷山ー7、稻荷山ー8、清和寮下、勝間下、勝間、北川、居村、中小田切、上小田切、十二新田1、十二新田2、十二新田3、十二新田4、十二新田5、十二新田6、十二新田7、新田下、十二新田8ー1、十二新田8ー2、觀音平ー1、觀音平ー3、觀音平ー4、觀音平ー5、湯原2、南側、北側1、北側2、北側2号、太平、湯原3、湯原新田ー1、湯原新田ー2、旭ヶ丘、旭ヶ丘2、旭ヶ丘北、入布施、入船ーア、入船ーイ、式部2号ーア、式部2号ーイ、式部、抜井、雁村2号、大木4号、大木、大木1号、一の原2号ーア、一の原2号ーイ、大木2号、一の原1号、雁村1号、中居東、式部3号、下谷田ーア、下谷田ーイ、長坂ーイ、長坂ーウ、栄町、片倉ーイ、片倉、入片倉1号、入片倉ーア、入片倉ーイ、入片倉ーウ、入片倉ーエ、入片倉ーオ、入片倉2号ーア、入片倉2号ーイ、岩下2号、岩下、入新町、茂沢、本郷ア、本郷イ、本郷ウ、本郷エ、湯沢、春日湯沢ーア、春日湯沢ーイ、春日湯沢ーウ、竹の城ーア、竹の城ーイ、高橋ーア、高橋ーイ、高橋ーウ、天神、東町、吹上大谷地、大谷地2号、延沢ーア、延沢ーイ、畳石2号、寺久保2号、牧場、寺久保1号、菅原1号、菅原2号、畠石ーア、畠石ーイ、畠石ーウ、畠石ーエ、八丁地、鳶岩ーア、鳶岩ーイ、大谷地、高呂上ーア、高呂、本牧ーア、小平ーイ、本牧、茂田井、茂田井2号ーア、茂田井2号ーイ、印内3号、印内1号ーア、印内1号ーイ、印内2号ーア、印内2号ーイ、瓜生西ーア、瓜生西ーイ、瓜生西ーウ及び瓜生

### 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 申請のあった年月日

平成19年1月4日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャンプウェル

### 3 代表者の氏名

中島 豊

### 4 主たる事務所の所在地

上田市上田原1028番地5 サンビレッジ上田原C201号

### 5 定款に記載された目的

この法人は、主に児童、障害者、高齢者、災害罹災者などの社会的弱者に対して、社会福祉の理念を活かした野外活動や自然体験活動に関する事業及び体験などの場を通じて、人間形成、健康増進、子どもの健全育成、環境保護、災害救助、地域づくりなどをを行うことを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 申請のあった年月日

平成19年1月12日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者サポートクラブゆめ

### 3 代表者の氏名

岸本 利之

### 4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台10番地の9

### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と高齢者、そしてその人たちに係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課